

## 船舶事故調査報告書

令和元年10月16日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

|   |   |
|---|---|
| 事故種類  | 乗組員負傷   |
| 発生日時  | 平成31年3月15日 09時00分ごろ   |
| 発生場所  | 北海道浜頓別町頓別漁港北東方沖<br>頓別港東防波堤灯台から真方位042° 5.2海里（M）付近<br>（概位 北緯45° 12.0′ 東経142° 28.7′）   |
| 事故の概要   | 漁船第五十八さち丸は、漁具投入作業中、甲板員が負傷した。  |
| 事故調査の経過   | 平成31年3月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | 漁船 第五十八さち丸、14トン<br>HK2-22488（漁船登録番号）、個人所有<br>17.64m（Lr）×4.07m×1.48m、軽合金<br>ディーゼル機関、670.05kW、平成12年2月<br>第232-33023号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 男性 51歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 平成10年2月13日<br>免許証交付日 平成30年1月29日<br>（令和5年2月12日まで有効）<br>甲板員A 男性 50歳                |
| 死傷者等  | 重傷 1人（甲板員A）   |
| 損傷  | なし  |
| 気象・海象   | 気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好<br>海象：波高 約0.5m   |
| 事故の経過   | 本船は、船長及び甲板員Aほか2人が乗り組み、漁場整備の作業を行う目的で、平成31年3月15日06時00分ごろ、頓別漁港北東方沖のほたて貝の地まき漁場に向け、同漁港を出港した。（写真1参照）                                |

本船



写真1 本船（左舷船首方から見る）

本船は、06時30分ごろ漁場に到着し、船長を除く乗組員3人が前部甲板上で鉄製桁の後方に袋網を取り付けた八尺と呼ばれる桁網を両舷から海中に投入する作業等を行い、船長が操舵室で操船に当たり、漁場整備に割り当てられた海域で北西進と南東進を繰り返し、往復しながらえい網を行っていた。（写真2参照）

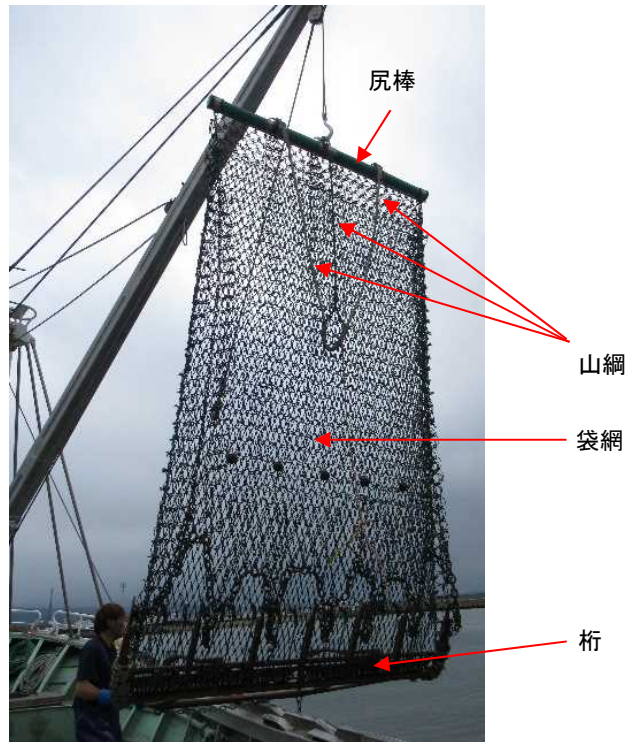


写真2 本件八尺全景

本船は、船長が、3回目のえい網に備えて針路を反転して船首を北西方に向け、約5～6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）から約10knに増速して間もなく、八尺投入合図のブザーを吹鳴し、前部甲板にいた甲板員A及び別の甲板員（以下「甲板員B」という。）が、左舷側の八尺を投入後、「右舷側の八尺」（以下「本件八

尺」 という。) を投入する配置について。(写真3参照)



本船は、甲板員Aが本件八尺の袋網に取り付けた尻棒を、甲板員Bが桁をそれぞれ持って向かい合うように構え、甲板員Bの合図で本件八尺を右舷方の海中に反転させながら投下したところ、甲板員Aの左足に尻棒に取り付けた山綱が絡まった。(写真4～6参照)



写真4 尻棒投入時の状況(再現)



固定用ロープ 写真5 桁投入時の状況（再現）  
（投入時は外す）



写真6 左足に山網が絡まる直前の状況（想定）

甲板員 A は、左足に絡んだ山網に引かれて身体が舷外にはみ出し、頭を船尾方に向けて右舷舷縁を跨いだ状況となり、掛け寄って来た甲板員 B に身体を掴まれた直後、09時00分ごろ、左足が山網に強く引かれ、直後に山網が長靴と一緒に左足から外れた。（写真7参照）



写真7 甲板員 A が右舷舷縁を跨いだ状況（再現）

甲板員 A は、甲板上に身体を戻し、通路に横になった。  
船長は、異状に気付いて機関を中立運転とし、船橋右舷側ドアを開

|  |   |
|--|---|
|  | <p>けたところ、通路に横になった甲板員Aを認め、甲板員Bから状況の報告を受けて漁業無線で所属漁業協同組合に救急車の要請を行い、頓別漁港に向かった。</p> <p>甲板員Aは、病院に搬送されて手当を受けた後、別の病院に転送され、左下腿開放骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>  |
| <p>その他の事項</p>  | <p>本船は、漁場整備の対象として、昨年ほたて貝を漁獲した浜頓別町の沖合約4.9～約5.5Mの海域を割り当てられていて、漁場に稚貝を撒く準備として、取り残したほたて貝やヒトデ等を取り除くえい網を僚船19隻と共に行っていた。</p> <p>本件八尺は、全体の重量が約500kgで、投入に備え、桁と尻棒がそれぞれ船体に対して横方向にほぼ垂直となるよう舷縁上に置かれ、桁の重心が少し舷外側に位置するように調整されており、投入前は甲板上に取り付けられたアイとロープで結ばれて固定されていた。</p> <p>山綱は、海中から尻棒を吊り上げる際、船首クレーンから伸ばしたワイヤのフックを引っ掛ける場所として取り付けられていた。</p> <p>船長は、新人の乗組員に対し、甲板作業上の注意を事前に行っていて、八尺を投入する作業を行う際、作業が容易な尻棒側を担当させていた。</p> <p>甲板員Aは、昨年までの約3年間、ほたて貝の桁網漁を行う別の漁船に甲板員として乗船していたが、これまで八尺を投入する際に桁側を担当しており、尻棒側を担当した経験がなく、平成31年3月1日から本船の乗組員として雇用されたが、陸上での作業に従事しており、本船に乗船するのは、本事故発生時が初めてであった。</p> <p>甲板員Aは、足に山綱が絡まることの危険性を認識していたが、尻棒を海中に投入した際に勢い余って山綱の内側に左足を踏み入れたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Aは、本事故発生時、救命胴衣、カッパの上下、ヘルメット、長靴及びゴム手袋を着用していた。</p> <p>甲板員Bは、本件八尺を投入する前、甲板員Aの足が山綱の内側に入っていないことを確認していた。</p> |
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、頓別漁港北東方沖の漁場で漁場整備の作業中、本件八尺を投入した際、甲板員Aが、山綱の内側に左足を踏み入れたことから、山綱が左足に絡み、左足が山綱に強く引かれ、負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本件八尺を投入する前、足が山綱の内側に入っていな</p>  |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>かったが、本件八尺を投入した際、山綱が甲板上から離れる前に勢い余って左足を山綱の内側に踏み入れたものと考えられる。</p>   |
| 原因    | <p>本事故は、本船が、頓別漁港北東方沖の漁場で漁場整備の作業中、本件八尺を投入した際、甲板員 A が、山綱の内側に左足を踏み入れたため、山綱が左足に絡み、左足が山綱に強く引かれたことにより発生したものと考えられる。</p>   |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、八尺を投入する際、山綱はできるだけ舷側に寄せておき、山綱の内側に足が入らないよう、足の運びに注意すること。</li> <li>・船長は、甲板上で危険を伴う作業に未経験者又は経験の浅い乗組員に従事させる場合、作業上の注意を事前に説明し、作業を行う際、周囲にいる乗組員が注意を促す声掛けをする等、安全な作業環境づくりに配慮すること。</li> </ul> |

付図1 事故発生場所概略図

